

広島県教育委員会会議録

令和 5 年 10 月 13 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年10月13日（金） 13：00開会
15：15閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵		
委員	細	川	喜	一郎		
	中	村	一	朗		
	志	々	田	ま	な	み
	近	藤	い	ず	み	
	菅	田	雅	夫		

2 出席職員

教育次長	池	田	克	輝	
管理部長	江	原		透	
学びの革新推進部長（兼）教育センター所長	阿	部	由	貴	子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重	森	栄	理	
理事	榊	原	恒	雄	
総務課長	杉	本	真	一	
秘書広報室長	糸	崎	誠	二	
教職員課長	松	下	大	海	
文化財課長	坂	光	秀	和	
学校経営戦略推進課長	沖	本	勝	豊	
個別最適な学び担当課長	蓮	浦	頭	達	
豊かな心と身体育成課長	黒	田	康	弘	
生涯学習課長	桑	原	智	津	子

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第1号議案 博物館登録について	1
日程第3	報告・協議1 令和6年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について	3
日程第4	報告・協議2 広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について	5
日程第5	報告・協議3 令和5年度教員勤務実態調査の結果について	6
日程第6	報告・協議4 令和4年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について	11
日程第7	第2号議案 教職員人事について	16

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。ありがとうございます。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います。いかがいたしましょうか。

細川委員： 第2号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、ただ今の細川委員の発言について採決いたします。

第2号議案の教職員人事について、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第2号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 博物館登録について

平川教育長： それでは、第1号議案、博物館登録について、桑原生涯学習課長、説明をお願いします。

桑原生涯学習課長： 第1号議案、博物館登録について御説明申し上げます。

資料の1枚目を御覧ください。1の提案の要旨にございますとおり、今回熊野町から申請がありました筆の里工房について、博物館法に基づく博物館登録原簿への登録を行うとするものでございます。

博物館として登録されるためには、博物館法等に定める要件を備えている必要があります。博物館として登録されますと、美術品補償制度を利用できるなどの優遇がございます。

筆の里工房は、「熊野筆」という伝統的工芸品のある地域の特性を生かし、魅力のある熊野のまちづくりを担う施設として、熊野町が平成6年に建設した施設です。質・量ともに日本で唯一かつ最大と言われる「木村陽山コレクション」を中心とした、日本の筆づくりの歴史に関する調査研究及び資料収集を図るとともに、筆だけにとどまらず、書、絵画、工芸、化粧などに関するコレクション展示及び特別展を行ってまいります。

なお、筆の里工房は、平成27年に「博物館に相当する施設」として県で指定している施設です。博物館は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条により、教育委員会の所管であることが定められておりますが、筆の里工房は、これまで首長の所管であったことから、「登録博物館」としての申請はできませんでした。筆の里工房が今年度、開館30周年を迎えられたこと、令和5年4月に博物館法が改正され、博物館は社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神にも基づくことが定められることとなり、博物館に求められる役割が大きくなったことから、より一層、文化観光などの活動を図り、地域の活力の向上に努め、文化芸術のまちとして日本の文化の発展に寄与していきたいということから、令和5年4月から筆の里工房を教育委員会の所管の施設とする条例改正をされたため、今回改めて「登録博物館」としての申請がなされたところです。

資料の2枚目を御覧ください。博物館の登録につきましては、博物館法第13条に定める要件及び県が定める博物館登録等に関する要綱に規定する要件を備えている必要があります。今回申請のあった筆の里工房について、書類による審査及び学芸員資格を有する学識経験者と生涯学習課職員による実地調査を行ったところ、設置者、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、学芸員その他の職員の配置、施設及び設備、開館日数、いずれにつきましても博物館として登録を受けるための要件を備えていると判断いたしました。

以上のことから、筆の里工房を博物館登録原簿に登録してよいと考えております。

説明は以上でございます。第1号議案について御審議のほどよろしくお願ひいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願ひいたします。

菅田委員： 質問なのですけど、「管理運営」の「基本財産」のところで、石巻市とか鈴鹿市とか鳥取市が上がっているのはどのような経緯なのですか。

桑原生涯学習課長： 一般財団法人筆の里振興事業団は指定管理の受託を受けている会社であり、石巻市、鈴鹿市、鳥取市はこの事業団に出捐している自治体になります。

菅田委員： 私よく知らないのですが、石巻市とか鈴鹿市とか鳥取市も筆生産がそこも盛んだということですか。

桑原生涯学習課長： この筆の里工房の設置に合わせて熊野町が事業団を設立することとされた際に、書道に関連する道具等の産地である全国の市町村に出資を呼びかけたところ、趣旨に賛同した雄勝町、鈴鹿市、それから佐治村からそれぞれ100万円ずつ出資をいただき、合計1億300万円の基本財産の事業団として設立をされたとのこと。現在、石巻市に合併されておりますけども、当時の雄勝町はすずりの産地、鈴鹿市は墨の産地、それから、現在鳥取市となっておりますが、当時の佐治村は紙の産地ということで、筆に関連する産地から出資を募ったということでございます。

中村委員： できて30年経って、今回申請があるというところ、さっき少し御説明をいただきましたが、今までできなかったのができるようになったと聞こえたのですが、もう一回御説明いただいてもいいですか。

桑原生涯学習課長： 博物館につきましては、地教法、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条において教育委員会が所管する施設と定められております。これを職務権限の特例ということで、同じく地教法の23条に、条例により首長が所管するということが定められれば、博物館も管理できるとなっております。もともと筆の里工房は首長の所管施設として条例設置されていたのですが、それを令和5年3月に熊野町が条例改正をされまして、一旦教育委員会の施設としての条例改正を行い、それをまた改めて首長が管理するという形で条例改正の手続を行われたことによって、法律の制度上の話にはなってしまうのですが、登録博物館として登録することが可能となったということになっております。

中村委員： ということは、今、熊野町の教育委員会の所管になっているからということでしょうか。

桑原生涯学習課長： 所管は教育委員会のものであり、それを首長が管理運営していくという形で条例に定められております。

中村委員： 登録博物館一覧の中には、地方公共団体が設置者と言われるものがいっぱいありますけど、これらも登録されているものは、その教育委員会が所管しているということですね。

桑原生涯学習課長： そうですね、例えば福山市の福山城博物館であるとか、そういった地方自治体が設置しているものについては教育委員会が所管しております。2ページの下にあります博物館に相当する施設の一覧の中に、例えば広島市の安佐動物公園であるとか、廿日市市の宮島水族館というようなところは、市立ではありますが、教育委員会ではなく、首長が所管をしているという形になっております。

中村委員： はい、分かりました。ありがとうございます。

志々田委員： すばらしい建物でもありますし、所蔵品も重々承知しているので、博物館となるべきだろうと思いますが、この博物館とみなせる施設だと、保険とかそういった貸出しだとかというのが、博物館じゃないわけで、それに相当する施設では、その恩恵というか優遇というのは受けられないということでしょうか。

桑原生涯学習課長： 先ほど御説明した、例えば美術品補償制度というものは、相当施設でも適用になります。今回の筆の里工房の場合は、もともと相当施設ではございましたので、そのメリットというのはあまりありませんが、登録ということになると、社会的な信頼度が増すというようなことと、職員の意識向上にもつながると熊野町では言われておりました。

志々田委員： 博物館というものだと大事にしてもらえんと思ったださるの、とてもありがたいですが、やっぱり社会教育施設であるので、そして、多分補助執行の形で教育委員会が教育プログラムやコンテンツについては様々な形で使用を助言するような、そういう形を取っていると思います。なので、やはり社会教育施設としての意義とか、それから社会教育施設としていろんなことを実施していただけるように、ただ博物館という名前が欲しいと聞こえてしまうと熊野町としても残念だと思うので、そうした社会教育施設と

して今後活性化していただくためにも、県等の生涯学習、社会教育行政とタッグを組んで、いろいろな地域での文化振興をしていくような形で、博物館登録されたときには、是非県のほうからも一緒にそういうプログラム、教育的なプログラムと一緒にやりましょうみたいな形で声をかけていただくと、きっと新しい筆の里工房の機能というものが増えていくのかなと思いますので、是非お願いします。以上、意見です。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

私も筆の里工房さんが今回登録原簿に登録されるということを非常に喜ぶところでありまして、小・中・高等学校を含めて、現在、筆の里工房様がそういう教育関係のところにとどのように関わりを持っておられるのかということと、それから、原簿に登録されるわけですが、県教育委員会としては、筆の里工房様に今後どのようなことを期待されるのかということをお話したいと思っています。

桑原生涯学習課長： まず、現在、筆の里工房でされている、先ほど志々田委員からも言われた、いわゆる社会教育施設として果たす役割としては、やはり講演会やイベント、ワークショップの実施、それから大学との連携や、町内外の小・中学生への鑑賞教育、さらには近隣の幼稚園、保育所の園児さんたちを招いた様々な館内の体験や、絵手紙の作品公募といったところを通じて様々な伝統工芸を学ぶ機会というものをご提供されているということです。これが登録になることによって、県教育委員会としましても、社会教育施設であり、こういった文化芸術を発信する県民の学びの場として様々なことをやっていただけるよう、この4月から変更となりましたが、年に1回事業報告という形で報告していただく情報等を私たちが参考にしながら、さらに広島県内の博物館がしっかりと様々な取組を行っていただけるよう、私たちが検討して参ります。

細川委員： ありがとうございます。

小学校へ行きましても書道で児童がきれいに筆で字を書いておるのも見学をさせていただきますし、高校だと、数校ですが、書道パフォーマンスのようなことで地域の活性化のために頑張っておる学校もありますし、化粧筆ももちろん熊野町ではやられておりますので、そういういろいろな面で筆との関わり合いをこれからも児童生徒にしっかりと広めていただければなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

報告・協議 1 令和6年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議1、令和6年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について、松下教職員課長、説明をお願いいたします。

松下教職員課長： それでは、報告・協議1によりまして、令和6年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果等について御説明申し上げます。

本件は、9月26日に公表させていただいたものでございます。

まず、1ページを御覧ください。表の左から2列目のA欄の志願者数でございますが、一番下の行にありますように、全体では3,037人でございます。次に、その隣のB欄、受験者数ですが、欠席者が288人おりました、結果2,749人でございます。この2,749人について厳正な選考を行いまして、C欄、名簿登載者数として906人を採用候補者といたしました。なお、B欄の受験者数を基にして計算した最終倍率ですが、一番右にございますように3.0倍となっております。校種ごとの倍率につきましては、小学校と高等学校は対前年度で横ばい、中学校は昨年度より上昇した一方、特別支援学校は採用数を増やしたということもございまして、1.5倍ということで昨年度より低くはなっております。

次に、選考区分ごとの内訳につきまして、2ページを御覧ください。細かい表で恐縮ですが、それぞれの選考区分の一番下に大学等推薦特別選考の欄がございます。昨年度から導入したものでございますが、今年度は中学校の国語、理科、技術、英語、そして、高等学校の工業の5教科で実施いたしました。志願者数は26名で、最終的な名簿登載者は18名でございました。そのうち高等学校の工業につきましては、今回から対象に加えたところでございますけれども、残念ながら推薦者がいないという結果でございました。

次に、3ページを御覧ください。名簿登載者の校種、職種、教科別などの内訳を一覧にしております。教科によっては志願者数が採用見込み者数に達しなかったもの、あるいは受験者の成績が一定の基準に達しなかったことから、採用見込み数を充足できなかったものもございました。今後、受験者数の確保に向けまして、関係大学等との連携の下、受験者数が不足している校種、教科を踏まえまして、大学での出前講義や採用試験説明会を積極的に実施するとともに、教員免許を持ちながら現在教職に就いていない方を対象とした教育職求人フェアといったものも開催するなど、より一層取組を拡充していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 一点確認をさせていただきたいのですが、受験をしてきてくれた方はいらっしゃって、試験をしたところ、その試験の結果が達していないので採れなかった人数はどれぐらいか、採れなかった科目がある。具体的に何の科目なのか教えていただけますか。

松下教職員課長： 具体的には、高等学校の教科になりますけれども、例えば理科、工業関係です。そういったものも科目によっては、一定の受験者はおりましたが、結果として採用見込み数までは採用することができなかったということでもございました。

志々田委員： 理科離れと一概に言うつもりはありませんが、教員免許証を取得することができる理工学系大学というのが地方都市だとやはり限られてきていて、具体的に名前は出しませんが、そうした理工学系の大学の学校に働きかけて、教員免許証を取りたいと思う子を増やしてもらえるような支援や、それから、リクルートも含めて、推薦制度をこれからも続けていくなど、特に理科や工業というのは一定数必要なのに、ずっと充足されないままではこの先の10年後が不安になってしまうので、是非この辺りで、いま一度そうした理工学系の大学との教育委員会との連携という部分、今まで割と小学校とか中学校とかは、教師養成のところも含めていろいろやってきたと思いますが、そうした珍しい学科について抜本的に考えていかななくてはいけない時期かなと思ってデータをお聞きした次第です。

松下教職員課長： ありがとうございます。

御指摘のように、理工学系、こちらについても、今後大学の就職担当の方にもお話を聞いていきたいと思っておりまして、なかなかこれもデータがあるわけではありませんが、大学4年生になる前にある程度就職先といいますか、そういったものを既に決めているような場合もあるかと思っておりますので、そういった実情をしっかりと確認を取った上で、また今回は大学推薦がなかったということもございまして、その辺りしっかりと分析をして受験者増に向けていろいろと取り組んでいきたいと考えております。

志々田委員： すみません、今思い出したので、私、広島工業大学さんに、昔、非常勤で教員の養成の授業をさせていただいたことが数年間ありまして、そうすると、やっぱり大学に入ってきた時点で教員免許って4年間かけて取るので、3、4年生に幾ら話しかけても駄目で、1年生のスタートのところで教職の専門科目を取って積み上げていかないと最終的に取れないので、1年生に先生になりたいという気持ちを湧いてもらえるように、その科目を少し大変でも取りたいと思ってくれるようなガイダンスを各大学がしていただけるといいと思ったので、1年生に対する説明を特にお願ひしたいと思ひました。

松下教職員課長： 御指摘のとおりでございまして、今後、大学に出向いて出前講義ということをもたしかりやっていきたいと思ひますが、やはり教職を検討している大学1、2年生について、内容をしっかりと充実させて教職の魅力という部分をしっかりと伝えて、受験者を拡大、裾野の拡大というのをしっかりと進めていきたいと思ひます。

中村委員： この数字だけを見ると、志願者数が減り、受験者数も減り、倍率が少し下がったということになりますが、そもそもその採用予定者数、名簿登載予定者数みたいな数字は、校種別、職種別の発表はしていたのでしょうか。

松下教職員課長： 採用予定者数については、校種別、職種別には公表しておりました。全体の数で申し上げますと、940名の来年度採用予定を見込んでおりましたけれども、結果といたしまし

ては906名ということでございます。一定の校種・教科については、採用者数を確保できたと思っておりますが、やはり先ほども申し上げましたように、一部の教科で見込み者数どおりに採用できなかった教科もありますので、こういったところをしっかりと分析して次年度以降につなげていきたいと考えております。

中村委員： 試験の結果、実施側として検討するには、そういった数字との対比、必ず必要だと思いますし、受験者に向けてもという意味も含めて、どこまで公表するのかは、さっき少し御説明があった教科のどこまで踏み込むかどうかはちょっと分かりませんが、必要があればそういうことも学生にも共有できるようにして受験者を増やす必要があると感じました。

松下教職員課長： 実は今年の4月に実施しました採用試験の説明会におきまして、これまでの受験倍率の推移といったものもグラフにして説明会に参加していただいた方には説明をさせていただいたところがございます。そういった数字といったところもしっかり説明しながら、何とか一人でも多く受験していただくように取り組んでいきたいと思っております。

中村委員： それと、もう1点だけ、さっき志々田委員の御指摘にもあったような、教員は1年生のときからの働きかけということなのですが、3年、4年になった段階で民間ということになると、民間の採用出しが、内定出しがどんどん早くなってきていますので、是非そういったことも踏まえた選考というものを今後考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

松下教職員課長： はい、ありがとうございます。

そういった民間企業も含めて採用が早まっているというような状況はございますので、今後教員採用試験についても、こういったことができるかというのはしっかりと検討していきたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について、坂光文化財課長、説明をお願いいたします。

坂光文化財課長： それでは、広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

それでは、資料の1ページを御覧ください。広島県文化財保護審議会は、文化財保護法第190条及び広島県文化財保護審議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関でございます。審議会の設置目的及び任務は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存、活用に関する重要事項について調査、審議、建議することです。

なお、近年の主な事例といたしましては、松本古墳の追加指定について審議、答申をいただいたほか、文化財の保存、修理に関わる現地指導に御対応いただいているところがございます。

委員の定数は25人以内と定められており、現在の人数は20人であり、今回の選任においても20人とする予定でございます。委員の任期は2年で、次期の任期は令和6年1月1日から令和7年12月31日となります。審議会の部会として六つの常任部会と一つの特別委員会を設置し、常任部会にそれぞれ5から6人程度、特別部会に6から8人程度の委員が所属することとしたいと考えております。委員の選考につきましては、原則として、選考基準の欄の1から4に掲げる基準により、各委員の意見も参考にしながら選考を進めて参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

現在の委員は20名で、条例により委員の定数25人以内ということになっております。この部会構成とか、2ページの各委員の皆さんの名簿の横の専門分野等を見ますと、非常に守備範囲が広くていろいろな分野のそういう専門的な知識を必要とされておるところだと思いますが、この20名でこの守備範囲を賄えるというか、カバーし切れるのかということ、それと、今までいろいろ調査審議をしていただいたりする中で各委員の皆さんの専門分野にはまらないというか、該当しなくて専門分野外の方の御意見を聞いたと

ということが今までなかったのかということをお聞きしたいのですが。

坂光文化財課長： 委員数につきましては、条例で25人以内と定めているところでございますが、これまで見直しを行って行く中で、委員の数であるとか部会の数とかというのを効率的にやっ
ていく観点からこれまで見直しを行って来ているところです。もともとのその部会の数
につきましても、どうしても審議の内容につきまして、数の少ない部会もあるため、効
率的に運用するということで部会の精選をして、今のところに落ち着いているところ
でございます。

先ほどのもし専門外ということが生じた場合につきましては、特別委員を置くことが
できることになっておりまして、事例といたしまして、平成29年度に刀剣の専門家とい
うのを特別に選任していることもございます。

細川委員： はい、分かりました。

近藤委員： 20名の委員の方が常任部会六つに分かれて、かつ特別部会もあるというお話なの
ですけど、部会はもう固定で皆さんその部会での活動をされているのか、都度シャッフルと
いうか、いう感じでされているのか、20名をどんな感じで皆さん活動されているのか教
えてください。

坂光文化財課長： 部会につきましては固定でやっております。資料のほうに部会構成というところで1
から6までの六つの部会それぞれに専門分野の方に入っていただくということで、基本
的に複数またがっていらっしゃる方もいらっしゃいますが、この中で固定ということ
で行っているところでございます。

近藤委員： この機会に、特別部会に厳島特別部会というのは、どうして特別部会になっているの
か教えてください。

坂光文化財課長： 広島県の中で厳島というのは、どうしても大きな案件でございまして、実際には、も
う島内全体が文化財に指定されているようなところもありますので、案件も多いとい
うことと、厳島神社は重要文化財であるということもありますので、特別に審議されて
いるところでございます。

近藤委員： はい、ありがとうございます。

志々田委員： これだけ専門性の高い先生ばかりになると、他をもって代え難いということが想定さ
れるのですが、一応この原則でいくと、5期を超えないということになると、今ここに
上がっている数字を見ると、もう4期の先生が何人かいらっしやって、とても大変だ
なと思えますが、急に先生方に次の方を御相談するものなかなか難しいかもしれない
ので、期間をかけて探していくとか、次を考えながら新しい先生の情報があれば、一
度お話に行くとか、何かそういう日頃からの有識者の先生と広島県の文化財を保護
する担当課との交流とか勉強会とか、何かそのようなものがありますか。

坂光文化財課長： 審議会の委員の先生方につきましては、文化財の現状変更であるとか、そういった事
案の相談であったり、現地調査といったところに来ていただいて集まっていたり
もしております、そういうところで意見を聞いていくことになると考えております。

志々田委員： さっきの厳島の案件ではないですが、広島県として守っていきたい文化を考えていく
とすると、やっぱり様々な有識者の先生たちと意見交換していくことは非常に重要だ
と思うので、この総会の部分は、分科会でそれぞれの案件に対してそれがどうかとい
う判断をするのもとても大事な機能ではあると思いますが、広島県全体で、今後文
化財をどう保護していこうとか、重要なことについて皆さんで話してもらえよう
な、そういう機会があるといいと思うので、是非日頃から、会議だけではなく、そ
ういう先生方と次世代の育成も含めて、御相談できるような関係性がこれからも
保てていければいいなと思いました。以上です。

坂光文化財課長： ありがとうございます。

審議会もこれからもずっと続いていくことになりますので、そういった視点をしっ
かり踏まえて対応していきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 令和5年度教員勤務実態調査の結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、令和5年度教員勤務実態調査の結果について、沖本学
校経営戦略推進課長、御説明をお願いいたします。

沖本中学校経営戦略推進課長： それでは、報告・協議3によりまして、令和5年度教員勤務実態調査の結果について御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧いただければと思います。まず、1 調査の目的から、5 調査の内容にお示しをしております本調査の概要について御説明申し上げます。

まず、1に関わりますが、本調査は、本県教員の勤務実態を把握し、学校における働き方改革や教員の超過勤務の縮減に向けた取組の一層の推進を図ることを目的として、全校種を対象に平成30年以来5年ぶりに県独自で実施した調査でございます。

2、3に関わりますが、調査対象につきましては、市町立学校は、広島市を除く全ての市町から小学校及び中学校全体の2割程度を抽出するとともに、県立学校は全校を対象とし、管理職を含む常勤の教育職員を対象としております。

4に関わりますが、本調査は6月に実施しておりますが、各調査対象校において、可能な限り学校行事等の影響を受けない連続する7日間を調査期間として設定いただいた上で実施をしているところでございます。

5に関わります、本調査は二つの調査で構成をしております、一つが、教員が連続する7日間の業務の状況を30分単位で記録し、実際に行っている業務の内容や時間数を把握するための調査、それから、教員が特に負担に感じている業務や教育委員会に最優先に取り組んでほしい取組など、業務に対する意識やニーズ等を把握するための調査により実施をしております。

続きまして、6、集計結果の概要についてでございます。

初めに、(1) 在校等時間の状況についてでございます。前回調査と比較して全ての校種において、平日、土日ともに教員全体の在校等時間は減少傾向にあります。平日1日当たりでは、全ての校種に共通して教頭の在校等時間が最も長く、土日1日当たりでは、中学校、高等学校の教諭等の在校等時間が最も長いといった結果が得られております。

続きまして、2ページを御覧いただければと思います。(2) 週当たりの在校等時間が60時間以上の教諭等の割合についてでございます。

週当たりの在校等時間が60時間を超える勤務は、月当たりに換算しますと、時間外在校等時間が80時間以上に相当するものでございます。前回調査と比較して全ての校種において該当の教諭等の割合は減少したものの、依然として中学校では40.3%、高等学校では26.2%の教員が該当しているといった実態がでございます。

次に、(3) 教諭等の1日当たりの在校等時間の業務内訳についてでございます。平日では、全ての校種において授業や授業準備の時間が長く、土日では、中学校、高等学校の部活動の時間が長くなってございます。

次に、(4) 週当たりの在校等時間が60時間以上の教諭等と60時間未満の教諭等で従事時間の差が大きい業務内容についてでございますが、小学校では、授業準備の差が最も大きく5時間以上、中学校、高等学校では部活動の差が最も大きく、中学校では8時間以上、高等学校では6時間以上となっております。

続きまして、資料の3ページでございます。(5) 教諭等が特に負担に感じている業務についてでございますが、多くの教諭等が事務や成績処理といった業務に負担を感じており、とりわけ中学校及び高等学校の多くの教諭等が部活動に負担を感じているといった結果となっております。

次に、(6) 教諭等が教育委員会に最優先に取り組んでほしいことについてでございますが、多くの教員が、教員が真に担うべき業務の精選や教員の業務をサポートする人材の効率的かつ効果的な配置に最優先に取り組んでほしいと回答しており、とりわけ中学校と高等学校では、学校部活動の指導体制の在り方の見直しを求めているといった経過となっております。

最後に、資料の4ページを御覧ください。7 調査結果を踏まえた今後の取組の方向性についてでございます。

教員全体の在校等時間が減少傾向にあるなど、これまで本県が進めていた学校における働き方改革や業務改善の取組により一定の成果が出ており、引き続き着実に取組を推進して参りたいと考えております。同時に、依然として超過勤務の教員が多いという実態や多くの教員が授業や授業準備などの本来業務に専念できる環境を実現するような施策を求めているといった課題が明らかとなったところでございます。こうした本県の課題や実態等も踏まえ、教員の超過勤務の主な要因となっている業務や多くの教員が負担に感じている業務の負担軽減につながる効率かつ効果的な取組について、引き続き検討

を進めて参りたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願ひいたします。

菅田委員： 前回調査が平成30年の10月、それで今回は6月なのですが、10月じゃなくて6月で実施された理由というのは何か理由があるのでしょうか。前回との比較等、同じ月のほうが比較しやすいのではないかと思いますのですが。

沖本学校経営戦略推進課長： 6月は年間でも最も業務時間が長いという状況でございます。その中にあって、我々としては、3月に取組方針を策定いたしました。その中で、できる限り早期に調査を行って、その結果を踏まえて、場合によっては次年度の予算要求等にもつなげていくといった考え方から、今回は6月という形で調査をさせていただいたということでございます。

菅田委員： じゃあ、今後は何年かごとですけど、やはり対象月は6月がふさわしいということではよろしいのですか。

沖本学校経営戦略推進課長： 今後の調査については、実施するか否かというのはまだ決定したわけではございませんけれども、菅田委員御指摘のように、前回調査とのより客観的な比較というものが可能になるように、実施時期といったものについても検討していきたいと思ひます。

菅田委員： はい、よろしくお願ひします。

中村委員： 5年前に比べて改善しているとはいえ、さっき御説明のとおりでまだまだ時間外も多く、教諭等が負担に感じている業務でありますとか、教育委員会に優先的に取り組んでほしいことの上位というの、まあ、そうだよねという内容で、それが定量的に表れたということは、この調査をやった意味も大きいのかなと思ひます。

これも最後のところにもありますけれども、いかに改善していくかということに尽きると思ひますので、さっき少し説明もあった予算をしっかりと要求していただいて、本来業務に専念できる環境の実現に是非しっかりと取り組んでいていただきたいと思ひます。

先ほどの教員の採用試験の結果、学生に呼びかけるということも当然していかなくてはならないことですが、魅力ある仕事、職場にしていくということが第一だと思ひますので、是非予算措置を含めてしっかりと対応していけるように努力していただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

沖本学校経営戦略推進課長： 今回教育委員会に取り組んでほしいことということで、サポート人材の強化でございますとか、部活動の指導体制の在り方の見直し、あるいは調査・照会の精選や見直しといったことが出ております。その辺りを我々としてもしっかりと検討して、必要なものは予算要求をしていくという形につなげていきたいと思ひます。

また、教員採用候補者試験のことも御指摘ございました。やはり教師という仕事が魅力的でなければ、志高いよい人材がなかなか集まらない、子供たちに対する質の高い教育の提供にも大きく影響すると思ひます。我々といたしましては、教員が授業や授業準備など本来担うべき業務に専念できる環境を整えまして、子供たちの前で生き生きと教員が教壇に立ち、そして、これからも多くの若者が教員になりたいと思えるよう、この調査も踏まえまして、学校における働き方改革、また、超過勤務の縮減を加速するための一層の取組を推進して参りたいと考えております。

近藤委員： 教員等が特に負担に感じている業務として、事務と中高であれば、部活動、クラブ活動が上がっていますが、全部の校種で成績処理というものが上がっているのですが、これは何か対策が、サポート人材が入れるところなのかどうなのかということもあって、何か効果的な軽減の方法というのは考えられるのでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： 御指摘のとおり、成績処理といったものを教員が負担に感じているという結果が出ました。先ほど菅田委員からも御指摘ございましたが、本調査は6月に実施をいたしました。多くの学校で定期考査の実施時期であったことや、あるいは新たな学習指導要領に移行した段階で観点別評価などの対応に時間や労力を要したものと考えております。もとより成績処理の業務については、教員は学習評価により児童生徒等の学びの定着状況を的確に捉えるとともに、評価の成果を次の指導の改善に生かしていく必要があるため、教員業務の本分としてしっかりと取り組んでいく必要があるといった一方で、成績処理の業務の中で、例えば校務支援システムへの成績入力など事務的な作業については、教員以外の職員が当該業務を担えるような環境といったものを整備するといったこともこれから検討していく必要があると考えております。

志々田委員： 二つ質問があります。一つは、いろいろ大分減ってきているというのは、本当に5年前と比べると、コロナのこともあったと思ひますが、先生方の働いておられる環境が少

してもよくなっているというのは、少しほっとしたところがあります。

最優先に取り組んでほしいと言ってくださっているものを考えていくと、サポート人材については、かなり国も補助金を出しながら、広島県は特に随分前から始めているので、だんだん定着してきていて、いろんな取組が目に見えてきていますが、部活動の指導体制の見直しといったことについては、ちょっと広島県で具体的に進めているというようなことが、全国だと、ここをやっぴり本丸として働き方改革をしている自治体もあつたりするので、この部分はある程度聞こえてきてないと思うので、そこも集中して取り組んでいくべき状況に来ていると思っています。一律に禁止したらいいわけではないので、やっぱりその在り方というものをこれは学校、家庭、地域、全てを含みながら今のことを考えていかなければいけないと思っています。これが1点です。今後の方向性として、部活動をどうすべきなのかという議論を進める時期に来ているのかどうかというのが質問です。

もう一つは、これはこの間、府中市の府中学園にお邪魔をしたときに校長先生がおっしゃっておられましたが、特別支援学級の先生方の負担が高いと、特に授業準備といったときに、1対40で先生方がどの学年も指導しているわけではないと思いますが、特別支援の子供たちは個別最適なので、個別の指導計画を立てることもあってすごく負担が大きいとのこと。8人という1クラスの定員についても、8人見ていくのは非常に難しいというようなことをおっしゃっておられたのが印象的でした。今回のこのデータ見ても、やっぱり特別支援学校の先生方で授業準備というのは、まさしく同じ理由なんじゃないかなと、個別指導計画の大変さなのかなと思っています。

なので、もちろんいろんな学校の業務負担というものはあるでしょうが、特別支援学校ならではの何か支援というサポートみたいなものをお考えになっているかどうかというのをお聞かせいただければと思います。以上2点です。

沖本学校経営戦略推進課長： 今後の部活動といった対応についてでございますが、とりわけ中学校の部活動指導が長いといった状況もございます。現在でも、御承知のとおり、部活動指導員を配置しておりますけれども、これらについては当然ながら、引き続き配置、拡充と、国の動向にもよるところはございますけれども、配置を拡充するなどして市町を支援して参りたいと考えております。

また、専門的指導のできる顧問がいない場合とか、種目の特性、部員数等の理由により複数の指導者が必要な県立学校の部活動に対しては、外部指導者というものを今配置しているところでございます。これについても引き続き配置、できれば拡充も検討し、負担感軽減を図っていきたいと思っています。

中学校の部活動については、地域移行といった話もございまして、現在市町において実証事業も実施、検討会議の立ち上げなど、計画的に取組を進めていただいているところでございます。これらを県教委としても引き続き支援をしていくといった形を取っていきたいと思っています。

あと、特別支援の指導といった形でございます。今回の結果を踏まえて、これからさらなる精査をしていく必要があると思いますが、授業準備といったことにあつては、我々としても教材の共有と、これは特別支援に関わらずですが、できる限り教材の共有といったものも図っていく必要があると思っています。今でもそういう仕組み自体は準備しておりますが、まだまだそういったものの活用が十分でない部分もございまして、その辺りの拡充といったものも図っていかねばならないと考えております。

志々田委員： ありがとうございます。

菅田委員： 教諭等が特に負担を感じている業務の上位で、小学校のところの第3番目が、保護者、PTA、地域、行政、関係団体対応で、ここで38分しか週当たり充ててないのに負担に感じるというのは、相当精神的な負担が高いので、学校全体でケア、学校と地域との関わり方も考えていかないと、これは6月だからいいですけども、例えば10月とか、祭りの時期になったら、もっと時間的にも増えてくると思うので、学校の先生の本来の授業準備とかは、ある意味当然のことなので負担を感じていらっしやらないですが、こういう地域との関わり方について、何か地域に今までの学校に地域が頼り過ぎているところを何とか改善していくのを考えていかないと、よろしくお願いいたします。

沖本学校経営戦略推進課長： 御指摘のように、学校におきましては、教員が正規の勤務時間外に保護者でございませつか関係団体等の対応といったもの、あるいは休日に開催される地域行事などへの参加要請に応じているといった状況もございます。教員の外部対応に係る時間外の対応の縮減でございませつか、教員が子供と向き合う時間を十分に確保できるように、教員が

担うべき業務に精選を進めていくためには、これら学校だけの取組では限界がある、これらに対応するには限界があると考えておりました。県教育委員会としても、保護者や地域の皆様の理解や協力を得ていくための取組を検討し、発信をしていくということをしていかなければいけないとも考えております。

菅田委員： よろしくお願ひします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

各委員からいろいろな御意見が出て、重なるところもあるかとは思いますが、この調査というのは、週に在校が60時間以上ということですから、1日当たりの在校は12時間と思うと、時間外というのは、1日当たり4時間と考えられますが、そうすると、月平均というのは20から22日ぐらいの稼働でしょうから、優に80時間を時間外が超えているところではないかなと思いますが、そのように考えますと、1ページの校種、職種別の在校時間で、特に教頭先生の在校時間が一番長い事情を思いますと、理解できるころなのですが、教頭先生、最後まで学校にいらっしやって、鍵を締めて帰るといふところの役割であるかなと思いますが、非常に難しいところもあるかとは思いますが、教頭先生のそういう役割のところをお考えいただくのも非常にこの表から見ると、負担が非常に教頭にかかっているのです、そここのところの改善をしていただきたいということ、私が思うにも、教員が真に担うべき業務の精選というところが、先ほど菅田委員からもありましたが、朝の挨拶運動から始まって、地域行事からというところで、教員が誰かが関わらなくてはならないというようなどころがあつて、県教育委員会が主導になって御指導いただく部分もありましようが、やっぱり地域の人とかPTAの人のお力を借りて、そういう学校の運営をしていくというのも非常に重要なところではないかなと思うので、好事例を是非悩んでいる学校に伝えていただいて、問題の解決、時間の削減等に努めていただければと思うのですが、実際その真に担うべき業務の精選というのはどの程度進んでいるというか、把握をされているのでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： 教員が真に担うべき業務の精選といったところでは、事務的な業務でスクールサポートスタッフ、これを年度ごとに段階的に拡充をしてきているところでございます。そういった対応が代表例としては上げられるのかなと思ひます。また、部活動指導員、外部指導者などの活用といったところもあるのかなと思ひているところでございます。

地域PTAの力を借りて学校の運営をしていくというお話もありました。好事例のところもそれを共有すべきだというお話もございました。確かに御指摘のとおりだと思います。当課といたしましても、各市町の働き方改革の担当課と例年会議を開催しております。そこで各市町で取り組んでおられる好事例というものを共有するような場を設けているところでございます。こういった場面を引き続き活用しながら、よりよい学校運営、働き方につながる学校運営といったことにつなげて参りたいと思ひております。

それから、順番は前後しますが、教頭の多忙化というお話もございました。御指摘のとおり、教頭の多忙化については、全国、国の調査においても教頭がやはり忙しいといったような実態が明らかとなっているところでございます。教頭の業務内容で見ますと、小学校は学校経営といったことが最も長く、中学校、高校、特別支援学校は業務日誌の作成とか、教育委員会への報告、学校運営に関わる書類などの資料作成、文書作成などの事務が最も長いといった結果が出ております。

教頭が業務を負担に感じている主な理由といたしまして、学校経営や教職員の職務管理、各種業務の進捗管理に加えて、調査回答等の事務的な業務、保護者、地域、関係団体との外部対応など業務内容が多岐にわたっており、全体的な業務量が多いことに加えて、業務が複雑また煩雑であるといったことが考えられます。

国の概算要求にもありましたが、教頭の業務を補助するようなスクールサポートスタッフの教頭版みたいなものも国の概算要求では新たなメニューとして出てきております。こういったものもその動向もしっかり我々も注視をしながら、必要に応じて予算要求といった形にもつなげていきたいと思ひております。

細川委員： よろしくお願ひいたします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

平川教育長： 続きまして、報告・協議4、令和4年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について、黒田豊かな心と身体育成課長、説明をお願いいたします。

黒田豊かな心と身体育成課長： 令和4年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について御報告いたします。

資料1ページを御覧ください。令和4年度の広島県における生徒指導上の諸課題の概要を資料2ページ、3ページには、生徒指導上の諸課題の5年間の年次推移をグラフにし、3ページの下には各項目の諸課題の数値のピーク時との比較を表にして示しております。

2ページ、3ページのグラフを御覧ください。令和4年度の調査結果の概要としましては、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、長期欠席児童生徒数及び不登校児童生徒数、中途退学者数のいずれにおいても前年度と比較して増加しております。令和4年度の生徒指導上の諸課題の特徴として3点御説明させていただきます。

まず、特徴の1点目は、暴力行為発生件数の増加でございます。小・中学校ともに増加しておりますが、特に中学校の増加が大きくなっております。中学校における暴力行為発生件数の増加について、市町教育委員会からの聞き取りによりますと、家庭環境や友人関係といった人間関係が起因する不安や悩みがきっかけとなり、感情をコントロールすることができず、友人の例えば筆箱を床に投げることやぶつかることなど、身体接触を伴うものまでを幅広く計上したこと、自分の考えを適切に表現できないことや他者の意見を受け入れながら合意形成を図る過程でコミュニケーションが図れず、そのいら立ちから、たたく、蹴るなどの行為につながり、自らの不満を表すケースが増えていることなどが上げられております。また、日々の教育活動において、いじめや重大な事態を未然に防止することを目的とし、教職員が丁寧に児童生徒に関わり、軽微な行為について計上したことも暴力行為の発生件数が増加したことの要因と考えております。

今後も特別活動や道徳科の授業、学級経営等において児童生徒同士が積極的に意見を交わし合意形成を図る活動と感情をコントロールする力、対人関係スキルを身につけるための指導ができるよう、各学校を指導して参ります。さらに課題に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加えた校内支援チームを編成することや、関係機関等と連携するなどして、課題が生起する背景を丁寧に探ることや児童生徒一人一人の特性を踏まえた計画的、組織的、継続的な指導、支援を行って参ります。

2点目は、いじめの認知件数の増加でございます。

いじめ認知件数は、小学校、中学校で増加しております。本県では、各学校がいじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止委員会において対応を検討し、組織として確実に認知を行うとともに、いじめを見逃さず、いじめられている子供の心に寄り添った指導を行うよう指導して参りました。市町教育委員会からの聞き取りによりますと、冷やかしいやからかいなどささいなトラブルからいじめに発展する事案が多く上げられております。一方で、認知件数の増加については、各学校が感染症対策を行いながら部活動や学校行事等の様々な活動が再開されたことにより、人と関わる機会が増えたことも一因とあると考えております。また、各学校におけるいじめの発見のきっかけは、本人の訴え、保護者の訴えが増加しており、計画的、定期的な面談やスクールカウンセラー等の専門家との連携により、安心して相談できる教育相談体制が機能していることも積極的な認知につながり、数値が増加した一因と捉えております。

今後もいじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒がいじめに向かわない態度を身につけるような働きかけを生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動などを通じていじめの未然防止に取り組んで参ります。

3点目は、不登校児童生徒数の増加でございます。

不登校につきましては、近年全国的に増加する傾向が続いており、本県におきましても全校種で増加している状況にあります。

不登校の主たる要因としては、無気力、不安といった本人に係る状況、友人関係をめぐり問題といった学校に係る状況、さらには家庭に係る状況など、多様なものが上げられていることから、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要であると考えております。

本県におきましては、不登校の未然防止と不登校等児童生徒の社会的自立への支援に向け、個々の状況に応じた学びの場の選択肢として、令和元年度から校内にSSR、スペシャルサポートルームを設置した取組を進め、さらに令和4年度からは、学校外での学びの場の選択肢として、来室とオンラインのどちらでも利用することができる広島県教育支援センターSCHOOL“S”を開設し、探求的な学習プログラムを実施するなど、児童生徒の興味、関心や特性に応じた学習支援を行っているところでございます。

SCHOOL“S”においては、本年9月末時点で約200名が利用登録しており、1日平均約50名が利用している状況であり、児童生徒の居場所の一つとしての役割は果たしていると考えております。また、学校には行っていなかったが毎日のように通ってくる、利用当初は問いかけに応じることがなかったが、自分に合った方法で応じるようになったといった児童生徒の成長した姿も見られております。一方、SSRやSCHOOL“S”といった社会とのつながりを持ちにくい児童生徒へのアプローチに苦慮しており、不登校児童生徒の支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合が前年度より0.9ポイント増加しているものの、50.3%にとどまっている状況でございます。

今後は、引き続きSSRやSCHOOL“S”がより魅力的な居場所として、さらには成長できる場となるよう充実を図るとともに、個々の状況に応じたきめ細やかな支援の在り方や考え方を市町の教育支援センターや学校などに普及し、不登校等児童生徒への支援の強化、充実を図って参りたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

一つお伺いしたいのですが、この2ページからの表は、国公立学校の合計のグラフになっておりますが、公立の学校だけを捉まえてみると、やはり同じ傾向だと考えてよろしいのでしょうか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 国がこの国公立というくくりで出しておりますので、それを基にこの資料も作成しているということから、傾向としてもほぼ同じような傾向が出ているということでございます。

細川委員： ありがとうございます。

公立の学校の数が多いので、ほぼ同じ傾向であろうと考えられるのですが、課長が御説明いただいたように、暴力行為が小学校、中学校とともに非常に右肩上がりというか、増加傾向が大きいと思うのですが、先ほどおっしゃいましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのお力も借りながらやっていただいているところでしょうか、学校現場においては、その方々の数といいますか、人員といいますか、十分に配置されているのでしょうか。

黒田豊かな心と身体育成課長： 十分足りているという意見は聞いたことはなく、どこの学校も足りないと言われていたような現状でございます。ただ、これはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用するやり方が浸透してきていることの一因であると思っております。十分活用いただけている状況に今あるとも捉えております。なので、数は当然予算の許す限りたくさん要求をしたいと考えております。

細川委員： 分かりました。

仮に、やはりそういうお力をもっともっと借りたいという現状であるならば、やはり児童生徒の暴力行為に対するカウンセリングをしっかりといただく中で件数も減っていくのではないかなというように思っております。その辺のところ、一学校単位ということではなくて、中学校区もしくはもう少し広い範囲でしっかりとそのお力をお借りできる体制づくりというのにも要るのではと思っておりますが、その辺のところはいかがなのですか。

黒田豊かな心と身体育成課長： まずは、それぞれの学校で校内支援チームをつくっていただいて、その原因を深掘りしていただくというところで、その中でスクールカウンセラーの知恵をいただくとか、そういった使い方をしていただいております。その中で特に児童生徒に直接カウンセリングが必要な生徒についてはカウンセリングをしていただくといったようなやり方を今やっているところです。おっしゃっていただいたように、中学校区でスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーというのを活用することによって小・中の連携、それから、同じ個の特性に応じた指導というのもできるかと思っております。現在そういったような活用の仕方をしております。

細川委員： ありがとうございます。

やはり子供の心をしっかりつかむというか、そういうところを養護の先生やスクールカウンセラーの力を非常に借りなくてはならないところだと思いますので、よろしくお願い致します。

また、暴力行為といいますが、発覚しにくいところも実はありまして、生徒間でありまして、生徒しかその現場を現認してないようなときに、学校としても果たしてその行為があったのかなかったのか、どの程度だったのか、誰が誰になのか、誰には分かりませんが、誰がなのとか、非常に御苦労されておられるところもあるのですが、トータル的にやはりあったことはあったと認められるので、学校だけでなかなか解決できないところもあると思います。そういうところのこれからのいろいろなお力添えの拡充も併せてお願いをしておきたいと思っております。

黒田豊かな心と身体育成課長： 正にそういう相談の機会とか、話を児童生徒がしたい機会というのをたくさん設けることが大事だと実は考えております。

これは一つの例ですけども、先日ある中学校へ行きました。県の事業である生徒指導のサポート実践校なのですが、年間3回の児童生徒の保護者へのアンケートというのをやっていたところを5回に増やして、相談の機会というか、アンケートに答える機会を増やしたことで本当に小さなことも上げてくれるようになったり、それから、項目の中に自分が受けたとか、自分が何かしたとかではなくて、見たというのを入れてアンケートをすることで随分生徒指導が細かくできるようになったという報告を聞きまして、なるほどと思っておりました。具体的には、5月、7月に1学期に2回、9月と11月2学期に2回、3学期に2月にやると、こういった5回の中でやることでその学期でできるだけ問題が生じたことを解決していこうというような取組もございました、一例ですが。

細川委員： よろしく申し上げます。

中村委員： いずれも数値が上がっているわけですがけれども、中でも暴力行為、長期欠席、不登校が過去のピークも超えて過去最多ということです。特に令和3年、4年の増え方が大きくなっているところでもありますし、さっき、今御説明がありましたけれども、なぜこんな急激な伸びになっているかというところの分析がやっぱり大事ではなからうかと思いつながりながらこの数字を見ていました。コロナの影響があるのか、それともそもそもの子供とか社会とか、そういうことが変わってきているのか、いろいろあるとは思いますが、特に長期欠席とか不登校とかということについては、そうした分析も踏まえて対応策も考えていく必要があるだろうなという気がします。別の枠組み、SCHOOL“S”も含めて、そういうところで対応するというのももちろん大事だと思いますが、そもそもそれぞれの学校の在り方みたいなことももしかしたら考えていく必要があるのかなとも感じたところです。

それから、暴力行為については、先ほどの御説明で軽微なものも計上してしたのが増えた一因ということだったと思っておりますけれども、いじめの認知件数もあるときカウントの仕方、軽微なものも含めてということで激増したときがあったと思っておりますけれども、やはり軽微であっても暴力は暴力なので、そういう考え方で、是非今後の数字の取り方も統一した上で推移を是非、推移というか、そういう認識でやっていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

黒田豊かな心と身体育成課長： 軽微な暴力行為も含め計上しているということは、すなわち組織的に対応した結果でもございます。これは先ほど説明をしましたとおり、重大な深刻な状況に陥らないためでもございますので、解決率等をしっかり上げながら、各学校の指導をしていきたいと考えてはおります。

中村委員： 先ほど申し上げた件数が増えている背景のところについても是非よろしく申し上げます。

蓮崎剛嗣最適な学び担当課長： 不登校の子供たちの状況につきましては、先ほど申し上げましたように、不登校の状況に至る要因としては、やはり無気力、不安というところの割合が多い状況でございます。市町教育委員会からは、やはり新型コロナウイルス感染症の罹患や不安から登校を控えたことをきっかけに生活習慣が乱れたりとか、あるいは学習が分からなくなったということを感じたりするなど、前向きに取り組めない状況があるといったことを聞き取っているところでございます。

ただ、一方、別の調査で、文部科学省が不登校児童生徒本人を対象とした調査では、先生のことであるとか、身体の不調とか、友達のこと、よく分からないというものも上げられている状況で、やはり一人一人要因というのは違ったものがありますし、絡み合

っているという状況もあろうかと思えます。さらに申し上げれば、無気力、不安という回答はしていても、その向こう側に何かあるのかということもはっきり見取りながら、個々の状況や子供たちの状況に応じた支援というところを考えていく必要があると捉えています。

中村委員： 恐らく本県だけの傾向ではないと思えますので、そうした国全体の状況も踏まえて是非やっていく必要があると思えますので、よろしく願いいたします。

近藤委員： 暴力行為の発生件数は中学校で特に増えているというお話で、課長が聞き取ってくださった内容として、人間関係に起因する感情のコントロールができないだとか、意見が対立するときに自分で言葉にできなくて合意形成に至らずに暴力に出してしまうというようなお話があったかと思えます。

先日、学校訪問した学校の校長先生も同じようなことをおっしゃっておられて、この何年かで学校行事もすごく減って他者と関わって摩擦が生じる機会が少なくなってきたら、これからこの2年、3年、そういった状況が多分増えてくると思えますと言っていたことがもう既に現れていると思えました。もう現場の先生たちはそういう感覚があるのだと思えますので、意識的に感情のコントロールをどうやってしていったらいいのかとか、合意形成、意見が違う人とどうやって意見を形成していくのかというのを学ぶような機会を積極的につくっていただけて、意識的な対応をしていただけたらなと思えます。

黒田豊かな心と身体育成課長： 例えば児童生徒が自己理解をして表現したり、それからグループが意見交換したり、他人の考えに共感したりといった自ら意思決定したりする場面もしっかりつくることが大切だと思っております。そういった学級活動や授業の中での展開をより増やすことが大事だと思っております。実はこういったことをまた生徒指導主事研修の中で学校に伝えていきたいと考えております。この10月の末頃にもそういった機会を設けて話をしていきたいと考えております。

近藤委員： お願いします。

菅田委員： 先ほどSCHOOL“S”の効果が非常にあるとのことでしたが、県東部からなかなか行きづらいというのもあるので、そこら辺、県北とか県東部とか、そういう効果のあるSCHOOL“S”というものを小規模でもいいと思うので、そこら辺も今後考えていただければなと思えます。

蓮浦個別最適化学び担当課長： ありがとうございます。

SCHOOL“S”の取組について、その取組事例であるとか、あるいはその中で、先ほど御説明の中でもさせていただきましたが、子供たちが成長している姿というところをしっかりと発信をして、そのエッセンスを市や町の教育支援センターの中であるとか、あるいは学校の中でも取り入れていただけて、不登校等の子供たちへの支援の在り方であるとか、きめ細やかな支援の必要性であるとかというところをしっかりと普及をして、それぞれの先生方、市や町の教育支援センターの相談員の先生方としっかりと連携を取りながら取組を進めていけたらなと考えております。

菅田委員： よろしく申し上げます。

志々田委員： 委員の皆さんがおっしゃったとおり、いろいろな方法やいろいろな対処が必要だと思いますが、コロナがはやり始めたときに消毒薬をたくさん買ったり、手袋を多く買ったりとかという、そういった特別な予算というものが当然ついて、学校の中でそうした感染予防とかというようにものが行われたように、実はもう物理的に倍とは言いませんけれども、学校の中で、学校になじめない、もしくは学校に通いづらいと思っているお子さんや、そこでトラブルを起こしてしまうような、そんな状況が起きているのも恐らくコロナだろうと。それはやっぱり先ほどおっしゃったように、慣れてないから、今までやらなかったからこうなってしまった。なので、本来であれば、今まで以上に予算が充てられなければならない状況にあるのではと思うので、しっかりと学校現場も恐らく倍になってしまうと、今まで対応できたこともできなくなるということとか、それから、人数が増えたことによって何が起きているのかというようなこともやっぱりうまく聞き取って、一時的なことだと願いたいとも思っているの、何が具体的に必要なのかということをしつかりとお伝えできるようにして、お金があれば全てが解決するわけではないけれど、必要なものをきちんと要求していくような、消毒薬の数を数えるように、何が足りなかったのかってこともいま一度、今ならそれを伝えていくべきタイミングにあるのかなと思いましたが、是非足りないものとか人数だとかということをも具体的に今の状況で当てはめて、どれだけ割り増しているのかということが分かればいいなと思えました。調査す

ると、また負担がかかりますけど、その辺りの見積みみたいなものができるような可能性というのはあるのでしょうか。

連携個別最適な学び担当課長： 今喫緊の課題だと捉えておりますし、国のほうも今年3月に誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを出されて、本県が取り組んでいるようなスペシャルサポートルームの設置の促進とか、教育支援センターの機能の強化というところを打ち出されていると思います。今回の概算要求の中でも、この不登校対策に係る予算の要求を文科省からしているところもございますので、そういったところもしっかり活用もさせていただきながら取組の強化をしていきたいと考えております。

志々田委員： お願いします。

細川委員： もう1点だけ。不登校児童生徒数のところでございますけども、本年行われました全国都道府県教育委員会連合会の席上でも、SCHOOL“S”に対する他県からの評価が非常に高く、また、視察もたくさんおいでいただいて、本県にも是非というような声も聞かせていただいているところであります。先進的にしていただいているところに非常に感謝申し上げたいと思います。

また、先ほど課長からもお話がありましたけど、そういうSCHOOL“S”とかSSRに出席、登校してくれる児童生徒ばかりではなくて、やはり不登校といっても、完全不登校で家に閉じ籠もって、全く学校としてもどうしてよいか分からないという児童生徒さんがいらっしゃると思うのですが、把握されているとすれば、本県では何人ぐらいいらっしゃるのですか。

連携個別最適な学び担当課長： ありがとうございます。

具体的に個別の数というのは調査できていない状況でございますので、数としては把握できておりませんが、まずは、SCHOOL“S”を開設して利用登録、毎日全ての子が利用しているわけではございませんけれども、200人を超える数の子供たちが登録をしてくれたというところから考えると、その全ての子が今までどこもつながりがなかったわけではないと思いますけれども、それだけ裏にとにかく、なかなかつながりにくい子供たちがたくさんいるというところは、この状況からも見られるところかなと感じているところです。

また、利用登録はしてくれていますが、そこで一つの社会的なつながりのきっかけにはなるかなと思いますが、その後の状況というところをしっかりと注視しながら、なかなか利用がないとか、利用が少ない子に対してどのようなふうアプローチしていくのかというところが一つあるかと思いますが、SCHOOL“S”の中でも学びの資質、探究的な学び等を進めておりますけれども、より魅力的な学びの提供というところを考えて、子供たちが、じゃあ、行ってみようと思えるようなものにさらに充実させていけばと考えています。

細川委員： ありがとうございます。

実際に東広島に足を運ばなくてもオンラインでやっていただいておりますし、そういうところを保護者、児童生徒がそういう情報を得ていないとすれば、非常に不幸なことだと思いますので、しっかり市町教育委員会とも連携をされて、SCHOOL“S”、SSRというものを活用していただければと思いますが、現在、どのような働きかけをされているのでしょうか。

連携個別最適な学び担当課長： 周知につきましては、県の教育委員会の広報紙くりっぶを活用したりであるとか、市や町の教育委員会を通して、学校を通して紹介していただくということが基本的なところかなと思います。また、本年、夏季休業中に市町の教育支援センターの職員の方や学校の先生方が参加できるようなオープンスクールを開催したりであるとか、あるいは、義務教育指導課が8月にマナビノラボ、オンラインで県内の全小・中学校の先生方が参加できる取組をしていますが、その中にSSRの時間、SCHOOL“S”の時間をいただいて先ほど申し上げました子供たちの成長している姿であるとか、このような取組をしているというところを発信しているところでございます。多くの参加をいただいて、事後のアンケートでは、一人を除いて肯定的な評価をいただいたというようなことで、そういったものを通じながらしっかりと発信をしていきたいと考えております。

細川委員： よろしくをお願いします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席のほどお願いいたします。

(14:43)

【非公開案件】

第2号議案 教職員人事について

中学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:15)